

経営者の
みなさま

あなたの会社の
困った…に
答えます！

賃金未払

無断欠勤



問題が深刻化する、その前に

労働問題の専門家、社労士が「あっせん」で解決！^{*}

*「あっせん」とは、社労士など労働問題の専門家が労働者・経営者の間に入り、「話し合い」により問題解決をめざす制度です。

まずは電話相談から…という方は

職場のトラブル相談ダイヤル

受付時間：午前11時～午後2時（平日）

対面相談やあっせんを希望する方は

総合労働相談所・
社労士会労働紛争解決センター

0570-07-4864

おなやみ

しゃろうし

0570-064-794

お近くの都道府県社会保険労務士会につながります。（受付時間は地域によって異なります。）

相談
無料

※通話料（ナビダイヤル）
は有料です。



経営者の皆さん、こんな問題をかかえていませんか？

- 01 紹介等の待遇面について、社員から不満をぶつけられている。
- 02 遅刻や欠勤が多いなど、勤務態度に問題がある社員への対応に困っている。
- 03 退職した社員と在職中の未払い残業代の請求等でもめている。
- 04 処遇の変更について、社員との話し合いが円満に進まない。
- 05 解雇したい社員に、解雇理由を受け入れてもらえない。
- 06 社員が配置転換に従わず、対応方法がわからない。



費用面の負担が少ない「あっせん制度」

いろいろと
かかるなあ…
費用も時間も



訴訟手続きにかかる
費用に比べて、

これなら、
安心して
利用できる！



「あっせん」は少ない
費用で済みます！



「あっせん」という解決方法があります！

そこでお勧めしたいのが、労働問題の専門家「社労士」が間に立ち、「あっせん」により和解案をご提示するという解決方法です。
訴訟手続きになる前に、まずは「あっせん」によって解決する方法を考えてみませんか。

「あっせん」による解決の流れ

①電話

まずはお気軽にお電話ください。
個人情報・プライバシーは厳守いたします。

②対面相談

あなたのお悩みや置かれている
状況を、社労士が親身になってお
聞きします。

③あっせん

会社と社員の双方から個別にお
話を聞きし、納得できる和解案
をご提示します。

→ WEBサイトのチャートで自己診断してみましょう！

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/assen/>

携帯・スマート
フォンから ➔

